

四、別各條に掲ぐるもの外勅令を以て定むるもの等にその改正要請が注がれてゐる而して我々が多年要請する處の保険金資本家政府全額負擔に就ては一會半句の修正をも試みられてゐない我々は社會保険としての該案に對してその改正は極めて不徹底であり僞臨的である理由かりして政府改正案に反對する。

吾々労働者の要請する改正要請並に理由

労働は労働者に採りて僅かに残された生活手段であつて決して資本家の企業に於ける如き營利行為ではない。工場労働具の他の勞役が労働者の生命を奪ふ事に就いては從來平均壽命四十年の生活すら採つ事は不可能とされてゐる而も一方労働は社會労働の美名を押し付けられて社會的連帶性を課せられてゐるか社會的情勢から言ふても労働力の健全な發展から言ふても社會保険としての健康保険は當然資本家政府側の負擔に負はすべきものであつて營利

行為の爲めに縛はられ最低生活を強要せられる労働者側の負擔に歸すべきものでない。労働者のパンと職を保證すべき理由が政府に負はされると同様次々如きものが與へられねばならない。

一、適用範圍をもつと擴大して全産業全労働者に實施すべき事

二、保険組合の労働者側機關による自由的管理

三、保険金の資本家政府の全額負擔

四、保険給付金増額並に給付期間の延長手続期間の短縮簡易化

五、保険法に對して脱法違反工場主に對して威罰主義を料する罰則の採用押入

六、災害に對して労働者生活の完全なる保證規定の設定（労働者災害扶助法と同級扶助規定と同級制の採用並に其の給付金の増額）

右大項六項目は必ず之れが即時實施せられん事を要請するもの也